



「金融市場インフラのための原則」 —資金決済システムへの適用—

2013年1月31日

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク
(全銀ネット)



内容

- BIS決済システム委員会(CPSS)による資金決済システムのための原則の経緯
- 全銀システムの取組み

1990年基準(ランファルシー基準)

- 「インターバンク・ネットィング・スキームに関する委員会のG10 総裁会議への報告書」
 1. 法的根拠の明確化
 2. 参加者へのリスクの明示
 3. 信用リスク・流動性リスク管理制度の整備
 4. 最大先1先破綻時の当日中資金決済結了
 5. 客観的で公表された参加基準
 6. システムの安全性・バックアップの整備

⇒全銀システムの対応:

仕向超過限度額管理(1990.7)

同日決済(1993.3)

新内為制度(CCP決済)(2001.1)

2001年基準 (資金決済システムコア原則)

- 「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」
 1. 法的根拠の明確化
 2. 参加者へのリスクの明示
 3. 信用リスク・流動性リスク管理制度の整備
 4. 当日中(または即時)の決済ファイナリティ
 5. 最大先1先(目標最大2先) 破綻時の当日中資金決済
終了

2001年基準 (資金決済システムコア原則、続き)



6. 決済への中央銀行マネーの使用
7. システムの信頼性確保、緊急時対応策の装備
8. 実用的・効率的な決済手段の提供
9. 客観的で公表された参加基準
10. 組織運営の透明性確保

⇒全銀システムの対応:

自己評価の公表(2001.12)、

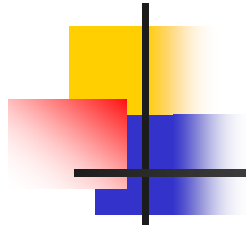
2行破綻対応(2002.4)

大口内為取引のRTGS決済(2011.11) 等

新基準 2012年基準 (金融市場インフラのための原則)



分野	基準項目 (カッコは資金決済システムは対象外)
組織一般(第1～第3原則)	1. 法的基盤、2. ガバナンス、3. 包括的リスク管理制度
信用リスク管理と資金流動性リスク管理(第4～第7原則)	4. 信用リスク、5. 担保、(6. 証拠金)、7. 資金流動性リスク
決済(第8～第10原則)	8. 決済のファイナリティ、9. 資金決済、(10.現物の受渡し)
証券集中振替機関と価値交換型決済システム(第11,12原則)	(11.証券集中振替機関)、12.価値交換型決済システム
破綻時処理(第13,14原則)	13.参加者破綻時処理の規則・手続、 (14.分別管理・勘定移管)
ビジネスリスク管理とオペレーショナルリスク管理(第15～第17原則)	15.ビジネスリスク、16.保管・投資リスク、 17.オペレーショナルリスク
アクセス(第18～第20原則)	18.アクセス・参加要件、19.階層的参加形態、 (20.FMI間リンク)
効率性(第21,22原則)	21. 効率性・実効性、22. 通信手順・標準
透明性(第23,24原則)	23.規則・主要手続・市場データの開示、 (24.取引情報蓄積機関による市場データの開示)



一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

<http://www.zengin-net.jp/>